

(目的)

第1条 この規程は、近畿大学における利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、産官学連携の健全な推進と、本学並びに本学教職員(以下「教職員等」という。)が産官学連携活動に取り組むための環境整備に資することを目的とする。

(利益相反マネジメントの対象者)

第2条 利益相反マネジメントの対象者は、教職員等とする。ただし、第5条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する者を対象に加えることができる。

(対象事象)

第3条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、次の通りとする。

- (1) 学外機関での役員、顧問等の兼業活動で、同一機関から一定額以上の金銭の供与を受ける場合。ただし、診療活動は除く。
  - (2) 学外の同一機関から一定額以上の報酬、給与、原稿料、講演謝礼、ロイヤリティ収入、物品の贈与等を得る場合。ただし、診療報酬は除く。
  - (3) 同一機関から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約及び受益権等を取得する場合。
  - (4) 教職員等が自ら関わる知的財産権の学外機関等への譲渡及び実施許諾によって一定額以上の金銭の供与を受ける場合。
  - (5) 本人と生計を一にする配偶者及び一親等の親族が上記(1)～(4)に該当する場合。
  - (6) 産官学連携活動にかかわる公的助成金受入れや民間からの受託研究及び奨学寄附金の受入れ、又は共同研究を行う場合。
  - (7) 産官学連携活動にかかわる学外機関からの研究員等を受入れる場合。
- 2 前各項以外に、第5条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象事象と認めた場合。

(教職員の責務)

第4条 教職員等は前条に規定された利益相反マネジメントの対象事象に該当する場合、速やかに第5条に規定する利益相反マネジメント委員会に自己申告を行うものとする。

- 2 教職員等は前条に規定された利益相反マネジメントの対象事象に該当するか判断できない場合、速やかに第10条に規定する利益相反マネジメント・アドバイザーに相談する。
- 3 前条において、項目(6)、(7)に関わるもののなかで、項目(1)～(5)のいずれにも該当しないものについては、本学所定の承認申請書を大学に提出することで自己申告とみなすものとする。
- 4 第5条で規定する当該教職員の所属部署の利益相反マネジメント委員長が特に問題がないと判断した場合には、委員会には報告事項とすることができる。
- 5 第5条に規定する利益相反マネジメント委員会が必要であると判断したときは、教職員等に利益相反に関する申告を行わせることができるものとする。
- 6 教職員等は第5条に規定する利益相反マネジメント委員会の要請等に協力するものとする。

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 利益相反マネジメントを適切に実施するため、利益相反に関する具体的事項を審議する機関として、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を各学部等に置く。

- 2 委員会は各学部等の長を委員長とし、教職員等の中から数名を利益相反マネジメント委員(以下「委員」という。)として委嘱する。また、利益相反マネジメントに関する審議を行う際は、学外有識者を1名以上加えるものとする。
- 3 委員及び学外有識者は、委員長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の審議事項)

第6条 委員長は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントのための調査及び相談に関する事項
- (2) 利益相反に関する個別案件の審議及び勧告に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントに関する外部への説明責任に関する事項
- (4) その他利益相反マネジメントに関する重要事項

(利益相反マネジメントのための調査及び相談)

第7条 前条第1項の調査及び相談は、教職員等からの自己申告書等の提出及び第13条に規定する相談により実施する。

2 前項の調査及び相談の具体的な実施方法及び自己申告書の様式については、委員会が別に定める。

3 委員会は必要に応じて、教職員等への事情聴取等を実施することができる。

(審議、勧告等の手続)

第8条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、教職員等の利益相反に関する事実関係を確認し、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議決定する。

2 委員会は、前項の審議を行う際に、当該教職員等が事前に第11条に規定するアドバイザーへの相談を行っている場合で、かつ、アドバイザーの助言・指導に基づいて、当該教職員等が行動した場合は、当該助言・指導の内容を十分に勘案した上で審議しなければならない。

3 委員会は、審議の結果について本学理事長、学長に報告し、承認を受ける。

4 委員会は、前項の学長の承認の後、必要と認められる場合には、関係する教職員等に対して審議結果を通知し、利益相反に関する事実関係を改善すべき旨を勧告する。

5 前項の通知を受けた教職員等は、委員会の審議結果に異議がある場合には、委員会の委員長(以下「委員長」という。)に対して再度審議を求めることができる。この場合において、委員会は再度審議を行い、その結果を当該教職員等に通知する。

6 委員会は、第1項の審議において、今後の状況を追跡調査した上で最終決定を行う必要があると認められた場合には、当該教職員等の利益相反に関する事実関係について継続的に調査を行う。

7 委員会は、第4項の勧告がなされた場合には、その改善及び遵守状況について調査を行う。

(利益相反の事務)

第9条 利益相反に関する事務は、各学部事務部等がそれぞれ行う。

2 教職員等から提出された自己申告書等の利益相反に関する情報は、その個人情報外部に漏洩することのないよう、本学個人情報保護基本規程の定めるところにより、厳重に保管・管理する。

(利益相反マネジメント・アドバイザー)

第10条 利益相反マネジメントを適切に実施するため、利益相反マネジメント・アドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)を置く。

2 アドバイザーは、委員会の指示に従い対応するものとする。

3 アドバイザーは、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(アドバイザーの業務)

第11条 アドバイザーは、利益相反マネジメントに関する次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 第6条に規定する自己申告書等の内容審査、教職員等からの利益相反に関する相談への対応及び教職員等への事情聴取等の実施

(2) その他委員会が指示した業務

(アドバイザーの委嘱・任期)

第12条 アドバイザーは、学長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザーへの相談と委員会の審議)

第13条 教職員等は、利益相反の可能性があると思われた場合には、速やかにアドバイザーに相談する。

2 前項の相談は各学部事務部等で受け付け、遅滞なくアドバイザーに問題提起の内容を報告する。

3 アドバイザーが前項の相談内容について委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会において審議するものとする。

4 委員会は、前項の審議の結果、利益相反に関する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、近畿大学における競争的資金等の取扱いに関する規程、研究活動上の不正行為等への取扱い規程、近畿大学受託研究取扱い規程、近畿大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関する規程及び近畿大学職務発明取扱い規程の定めるところにより、関係部署と協議の上、結果について本学理事長、学長に報告し、承認を受け、然るべき改善を勧告する。

(利益相反マネジメント委員長会議)

第14条 学長は必要に応じて各学部等の利益相反マネジメント委員長を召集し、委員長会議を開催することができる。

2 委員長会議では全学的な利益相反に関する事案等を取り扱うこととする。

3 委員長会議の事務局は学術研究支援部が担当する。

( 研修・啓発活動 )

第15条 委員会は、利益相反マネジメントの啓発のために、教職員等に対し随時研修等を開催する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。